

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

豊かな自然を活かした活力ある矢板市のまちづくり

2. 地域再生計画の作成主体の名称

栃木県、矢板市

3. 地域再生計画の区域

矢板市の全域

4. 地域再生計画の目標

矢板市は栃木県の北東部に位置し、北部に八方ヶ原、県民の森、日光国立公園の一角をなす高原山が広がっており、緑豊かな地域である。

近年、林業については、輸入木材の流通による木材価格の低迷など厳しい環境にあり、経済意欲の減退や従業者の減少・高齢化が進行している。林業の担い手不足のため、森林の密度が高くなりすぎている間伐不足の森林の増加が大きな課題となりつつある。

また、工業については、矢板南産業団地（団地面積 77.2ha）が東北縦貫自動車道矢板インターチェンジ、国道 4 号線などの高速交通網が整備されている地域に位置しており、その有利さを活かしていくには、さらに、道路交通網を整備する必要がある。

交通整備基盤が整った地域においては「人」「物」が直接出会う時間と空間を提供し、観光や商業、産業など経済面の活性化を図るだけでなく、市民の生活や人生を豊かに、健全に保つための「癒し」の機能を持ったまちづくりが求められている。

このため、八方ヶ原や県民の森を「観光リゾート拠点」として位置づけ、県民の森周辺の林道整備により、県民の森の入場者数を 5 % 増加させること、あわせて森林整備により間伐材 5 % 増加させることにより地域環境の改善を図ることを目標としていきます。さらに林業の振興と観光の P R、企業誘致の推進、道路ネットワークの構築を図り、地域間交流、都市との交流を促進し、活力あるまちづくりを行っていく。

市街地及び市街地周辺の市道の整備により交通渋滞していた箇所を緩和できるよう道路交通のネットワークを構築していく。

（目標 1）県民の森の入場者数（従前値の 5 % 増）

（目標 2）市街地路線の整備により交通渋滞の緩和を図る
（市街地部の拠点間の連絡時間を 3 分間短縮）

（目標 3）森林整備による地域環境の改善（間伐実施面積の 5 % 増）

（目標 4）施設拠点へのアクセス改善

・ 矢板駅～南産業団地の連絡時間を 2 分間短縮

・ 国道 4 号線（土屋地区）～県民の森の連絡時間を 2 分間短縮

5. 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

八方ヶ原や県民の森周辺の森林には本市の「花」であるレンゲツツジ、その他、多くの植物が自生しており、全国植樹祭会場、県民の森キャンプ場、野生鳥獣保護施設、森林展示館、高原山少年自然の家、ハイキングコースなどが整備されている。県民の森周辺の林道を整備することにより、森林へのアクセスを確保し、森林施業の効率化と間伐遅れとなっている森林を解消し、造林・保育の推進や「たかはら材」という優良木材の生産体制の充実を図るとともに、生態系に配慮した森林づくり及び憩い・レクリエーション空間としての活用など森林のもつ公益的機能を高める。

また、主要な市道の改良・修繕を行うことにより、八方ヶ原や県民の森に訪れる観光客の道路交通の安全を確保し、効率的な道路ネットワークを構築することとする。

さらに、東北縦貫自動車道矢板インターチェンジに近接している矢板南産業団地(団地面積 77.2ha)へアクセスする市道を改良することにより、流通を確保し、産業活動の活発化を図る。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

・道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道；道路法に規定する市町村道に昭和61年3月18日～平成14年12月19日に認定済み。
- ・林道；森林計画法による地域森林計画(平成13年度～平成17年度樹立)に路線を記載。

[施設の種類の種類(事業区域)、事業主体]

- ・市道(矢板市) 矢板市
- ・林道(矢板市) 栃木県

[事業期間]

- ・市道(平成17年度～平成21年度)
- ・林道(平成17年度～平成21年度)

[整備量及び事業費]

- ・市道 7.9 km、林道 6.2 km
- ・総事業費 1,052,000 千円(うち交付金 515,340 千円)
(内訳) 市道 664,600 千円(うち交付金 332,300 千円)
林道 387,400 千円(うち交付金 183,040 千円)

5 - 3 その他の事業

まちづくり交付金

- ・中心市街地の活性化・快適な都市環境の創造
平成17年度～平成21年度

6 . 計画期間

平成 1 7 年度 ~ 平成 2 1 年度

7 . 地域再生計画の目標の達成に係る評価に関する事項

矢板市が、4 に示す地域再生計画の目標について計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行う。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし